

政令第 号

離島振興法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、離島振興法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十号）の施行に伴い、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条第三項、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（離島振興法施行令の一部改正）

第一条 離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十二条第五項」を「第十条第五項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し及び同条第一項中「第九条第五項」を「第七条第六項」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「第九条第四項第二号」を「第七条第五項第二号」に改め、同条第一項中「第九条第四項」を「第七条第五項」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「第九条第四項第一号」を「第七条第五項第一号」に改め、同条第一項中「第九条第四項」を「第七条第五項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(法第七条第三項の政令で定める事業)

第二条 法第七条第三項の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 離島の地理的及び自然的特性を生かした国内及び国外の地域との交流（産業の振興、教育及び文化の振興又は観光の開発に資するものに限る。）のための施設の整備に関する事業その他当該交流の促進に関する事業

二 前号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に必要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定する事業

附則第二項中「附則第七項」を「附則第四項」に改める。

附則第六項中「附則第十項」を「附則第七項」に改める。

(総務省組織令の一部改正)

第二条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表平成十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>平成二十五年三月三十一日</p> | <p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> |
|---------------------|--|

（農林水産省組織令の一部改正）

第三条 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>平成二十五年三月三十一日</p> | <p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> |
|---------------------|--|

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

|                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号</p> | <p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号</p> |
|---------------------------------------|---------------------------------------|

|   |   |
|---|---|
| <p>平成二十五年三月三十一日</p>   |   |
| <p>離島振興計画（離島振興法第五条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> | <p>（第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> |

附則第六条の表平成十五年三月三十一日までの間の項を削り、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間の項及び平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間の項中「豪雪地帯対策分科会」の下に、「離島振興対策分科会」を加え、同表に次のように加える。

|                                    |                              |
|------------------------------------|------------------------------|
| <p>平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間</p> | <p>、豪雪地帯対策分科会及び離島振興対策分科会</p> |
|------------------------------------|------------------------------|

附則第七条第一項及び第十一条中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

(国土審議会令の一部改正)

第五条 国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

|              |           |                      |                    |
|--------------|-----------|----------------------|--------------------|
| 平成二十五年三月二十一日 | 離島振興対策分科会 | 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号) | 国土交通省都市・地域整備局離島振興課 |
|--------------|-----------|----------------------|--------------------|

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(漁港漁場整備法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

一 漁港漁場整備法施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号)第三条第一項の表外郭施設又は水域施設

に係るものの項

- 二 海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第八条第四項及び附則第七項
  - 三 道路整備緊急措置法施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第三項
  - 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二十二條第一号
- （介護保険法施行令の一部改正）

第三条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十三号中「第十二条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

## 理由

離島振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、国が予算の範囲内でその全部又は一部を補助することができる離島振興計画に基づき事業を定める等の必要があるからである。